

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室

事業名	認知症対策等総合支援事業																																							
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																							
事業の概要	<p>認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①グループホーム等の計画作成担当者や管理者等に対する研修、②認知症の主治医（かかりつけ医）やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進していくものである。</p> <p>また、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」での提言に基づき、新たに、地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する者を「認知症連携担当者」として配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化するとともに、若年性認知症専用のコールセンターを設置する等により若年性認知症者が適切な支援を受けられる体制の構築を図ることとしている。</p>																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="327 846 1209 1256"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、行政（国・都道府県・市町村等）と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="327 1368 1209 1576"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。</td> </tr> <tr> <td>また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="341 1675 1209 1872"> <tr> <td>①手段の適正性</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。</td> </tr> <tr> <td>②費用と効果に関する評価</td> </tr> <tr> <td>本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 本事業は、行政（国・都道府県・市町村等）と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。	また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。	①手段の適正性	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。	②費用と効果に関する評価	本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																					
(理由) 地域社会において、認知症の方の自立生活を支え、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、家族をはじめ、地域住民の理解が不可欠であり地域全体の意識改革や体制整備を進めていくためには、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進していくことが必要である。																																								
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																					
(理由) 認知症対策を総合的に推進するためには、より地域社会に密着している地方自治体が、地域の実情に応じた支援体制を構築し、効果的な支援を行うことが必要であり、国は各地方自治体が認知症対策を展開していく上で、必要な社会的資源の活用方法や先進事例の提示、指導者的役割を果たす者の研修等、側面的な支援・助言を行うものである。																																								
民営化や外部委託の可否	可	否																																						
(理由) 本事業は、行政（国・都道府県・市町村等）と地域が一体となって取り組むことにより効果を生じるものであり、実施する事業のうち、より専門的な知識やノウハウを必要とするものについては、地域において認知症ケアを先駆的に実践している施設や団体に委託することが可能である。																																								
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																						
(有の場合の整理の考え方)																																								
事業の有効性																																								
介護従事者や医療従事者への研修事業を行い、また、地域での認知症高齢者や家族に対する総合的かつ継続的な支援体制の構築を行うことで、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実が図られる。																																								
また、新たに地域包括支援センターに、認知症の医療と介護における専門的な知識を有する「認知症連携担当者」を配置することにより、地域での認知症ケア体制及び医療との連携体制が強化され、適切な認知症介護及び医療の提供が図られるとともに、若年性認知症専用コールセンターの設置により、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられる体制づくりが図られるものである。																																								
①手段の適正性																																								
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、効率的で適正な手段である。																																								
②費用と効果に関する評価																																								
本事業は、行政が各地域と密接な連携のもとに各種事業を推進し、国は各地方自治体が認知症対策を推進していく上で側面的な支援・助言を行うものであり、費用面においても効率的である。																																								

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成21年度概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:3,741百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数 (単位:センター数) (前年度以上/毎年度)	本事業の実施により、「認知症連携担当者」が配置された地域包括支援センターの数。
2	若年性認知症専用コールセンターにおける相談受付件数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	若年性認知症専用コールセンターにおいて相談を受け付けた件数。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び指標2は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものである。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	「介護保険制度改革を円滑に実施する観点」から、「総合的な認知症対策の確立等を図る。」